

圧力配管用鋼管の曲げ試験に関する事項

改正規則等

鋼船規則 K 編
鋼船規則検査要領 K 編

改正事項

圧力配管用鋼管の曲げ試験に関する事項

改正理由

鋼船規則 K 編 4.2.5 においては、圧力配管用鋼管の機械的性質に対する要件として、引張試験、へん平試験、曲げ試験及び水圧試験を規定している。

一方、関連する JIS 規格では、管の機械的性質として曲げ性は要求されておらず、関連する ISO 規格においても、曲げ性はへん平試験を満足することで担保できるとされており、曲げ試験は要求されていない。

上記より、圧力配管用鋼管に対し必ずしも曲げ試験を行う必要はないと考えられることから、今般、圧力配管用鋼管の JIS 規格である JIS G 3454, JIS G 3455, JIS G 3456 及び JIS G 3458 を参考に、曲げ試験に関する規定を削除した。また、当該規格に倣い、小径の管については、へん平試験に代えて曲げ試験を行うことを認めるよう関連規定を改めた。

改正内容

- (1) 圧力配管用鋼管の機械的性質に対する要件のうち、曲げ試験を要求する旨の規定を削除した。
- (2) 小径の管についてはへん平試験に代えて、曲げ試験を行うことを認める旨を規定した。